

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安養寺町 (安養寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも後継者不在の農業者が所有する農地面積が多くなり、新たな農地の受け手の確保が必要と考えられる。
 ・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入の取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、麦、大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
 ・併せて新規作物(キャベツ等)を導入し、新たな地域の特産にしていく。
 ・認定農業者に農地の集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担うものを募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・継続して集落で話し合い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②水稻を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担うものの利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。